

○ 投資者保護基金に関する命令（平成十年大蔵省令第二百二十五号）

改 正 案	現 行
（業務規程の記載事項） 第二条 法第七十九条の五十一第一項に規定する内閣府令・財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。 一 六 （略） 七 破産法（平成十六年法律第七十五号）の規定により選任される破産管財人、保全管理人、破産管財人代理若しくは保全管理人代理、民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）の規定により選任される監督委員、管財人、保全管理人、管財人代理若しくは保全管理人代理、会社更生法（平成十四年法律第五百四十四号）の規定により選任される管財人、管財人代理、保全管理人、保全管理人代理若しくは監督委員又は外国倒産処理手続の承認援助に関する承認管財人、保全管理人、承認管財人代理若しくは保全管理人代理の業務に関する事項 八 預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）第二百二十六条の四第三項に規定する特別監視代行者の業務に関する事項 九 預金保険法第二百二十六条の六第一項に規定する機構代理の業務に関する事項 十 （略）	（業務規程の記載事項） 第二条 法第七十九条の五十一第一項に規定する内閣府令・財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。 一 六 （略） （新設） （新設） （新設） 七 （略）

[